

○ 稲沢市新型コロナウイルスワクチン接種支援事業交付金（個別  
接種促進のための支援事業に係る交付金）交付要綱

令和 5 年 7 月 2 5 日

施行

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種を促進するための個別接種を実施した医療機関に対し、予算の範囲内で稲沢市新型コロナウイルスワクチン接種支援事業交付金（以下「交付金」という。）を交付することに関し、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業実施要綱（令和 2 年 1 0 月 2 3 日付け健発 1 0 2 3 第 3 号厚生労働省健康局長通知。以下「国実施要綱」という。）、令和 5 年度（令和 4 年度からの繰越分）新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金交付要綱（令和 5 年 4 月 2 8 日付け厚生労働省発健 0 4 2 8 第 4 号厚生労働事務次官通知）及び稲沢市補助金等交付規則（昭和 5 0 年稲沢市規則第 4 号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要綱において「接種」とは、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種をいう。

2 この要綱において「医療機関」とは、医療法（昭和 2 3 年法律第 2 0 5 号）第 1 条の 5 第 2 項に規定する診療所をいう。

3 この要綱において「時間外」とは、医療機関の標榜する診療時間以外の時間をいう。

4 この要綱において「夜間」とは、医療機関の診療時間にかかわらず、午後6時以降の時間をいう。

5 この要綱において「休日」とは、医療機関の診療日にかかわらず、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）並びに12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。）をいう。

6 この要綱において「職域接種」とは、新型コロナワクチン追加接種（3回目接種）に係る職域接種の開始について（令和3年11月17日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）に定める職域接種をいう。

（交付の対象）

第3条 交付金の対象は、市内に所在する医療機関であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 週100回以上の接種を次に掲げる期間において4週間以上行っていること。

ア 第1期 令和5年5月1日から令和5年7月2日まで

イ 第2期 令和5年7月3日から令和5年9月3日まで

ウ 第3期 令和5年9月4日から令和5年11月5日まで

エ 第4期 令和5年11月6日から令和5年12月31日まで

オ 第5期 令和6年1月1日から令和6年3月3日まで

(2) 週100回以上の接種を行ったそれぞれの1週間のうち、少なくとも1日は、時間外、夜間又は休日に接種体制を用意しているこ

と。

(交付額の算定)

第4条 交付金の交付額は、前条第1号に規定する期間において週100回以上の接種を行った週における接種回数に対して回数当たり2,000円を乗じて得た額とする。

(交付申請及び実績報告書等)

第5条 交付金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、稲沢市新型コロナウイルスワクチン接種支援事業交付金（個別接種促進のための支援事業に係る交付金）交付申請書兼請求書（様式第1）に新型コロナウイルスワクチン接種の実績報告書（診療所）（様式第2）その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出するものとする。

2 規則第11条に定める完了報告は、前項に規定する書類の提出をもって代えるものとする。

3 第1項に規定する書類の提出期間は、市長が別に定める。

(交付の決定及び通知等)

第6条 市長は、前条第1項の規定による提出があったときは、速やかに内容を審査し、交付を決定したときは、稲沢市新型コロナウイルスワクチン接種支援事業交付金（個別接種促進のための支援事業に係る交付金）交付決定通知書（様式第3）により申請者に通知するものとし、交付金を交付しないと決定をしたときは、稲沢市新型コロナウイルスワクチン接種支援事業交付金（個別接種促進のための支援事業に係る交付金）不交付決定通知書（様式第4）により申請者に通知する

ものとする。

2 前項の規定による交付の決定をもって、交付金の額を確定したものとみなし、交付金を交付する。

(検査等)

第7条 市長は、交付金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）に対し、国実施要綱に定める個別接種促進のための支援に関して必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

(交付決定の取消し等)

第8条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付金の交付の決定を取り消し、又は交付した交付金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 虚偽その他不正な手段により、交付金の交付決定を受けたとき。

(2) この要綱又は関係法令に違反したとき。

(3) 稲沢市暴力団排除条例（平成23年稲沢市条例第13号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が交付金を交付することが不相当であると認めたとき。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第9条 交付金の交付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和5年7月25日から施行し、同年5月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和5年8月28日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年12月25日から施行する。

様式第1(第5条関係)

年 月 日

稲沢市長 殿

(申請者) 住 所 \_\_\_\_\_  
開設者名  
(法人にあつては、名称及  
び代表者の職氏名) \_\_\_\_\_

稲沢市新型コロナウイルスワクチン接種支援事業交付金  
(個別接種促進のための支援事業に係る交付金) 交付申請書兼請求書

稲沢市新型コロナウイルスワクチン接種支援事業交付金(個別接種促進のための支援事業に係る交付金) 交付要綱第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 申請(請求)額 金 円

2 添付資料

新型コロナウイルスワクチン接種の実績報告書(診療所)(様式第2)  
その他市長が必要と認める書類

3 振込先

金融機関名		支店名	
口座種別	普通・当座	口座番号	
ふりがな			
口座名義人			

※申請者(開設者)と振込口座名義が同一者でない場合、委任状を提出してください。

医療機関名称	
医療機関住所	
担当者氏名	
電話番号	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

新型コロナウイルスワクチン接種の実績報告書(診療所)

下記のとおり、新型コロナウイルスワクチンの接種を行ったので報告する。

※本様式において「時間外等」は、時間外、夜間又は休日をいう。

	(月) (火) (水) (木) (金) (土) (日)							週の接種回数	週の回数区分	週のうち、時間外等の接種体制の実施	備考
	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)				
月日											
時間外等の接種体制の有無											
接種回数(予診のみを含めない)											
月日											
時間外等の接種体制の有無											
接種回数(予診のみを含めない)											
月日											
時間外等の接種体制の有無											
接種回数(予診のみを含めない)											
月日											
時間外等の接種体制の有無											
接種回数(予診のみを含めない)											
月日											
時間外等の接種体制の有無											
接種回数(予診のみを含めない)											
月日											
時間外等の接種体制の有無											
接種回数(予診のみを含めない)											
月日											
時間外等の接種体制の有無											
接種回数(予診のみを含めない)											
月日											
時間外等の接種体制の有無											
接種回数(予診のみを含めない)											

接種回数計(予診のみを含めない)	
請求額 (1回2,000円)	

(支援対象であるか確認するため、該当する項目にレ点を記入してください。)

問1 本報告書の「接種回数(予診のみを含めない)」に集団接種である大規模接種会場・市町村特設会場の実績は含まれない。

問2 本報告書の「接種回数(予診のみを含めない)」に職域接種は含まれない。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

医療機関等名称 \_\_\_\_\_

	標榜する診療時間	接種予約枠を設けた時間帯
月		
火		
水		
木		
金		
土		
日		

備考（週ごとに予約枠の時間帯が異なる場合は、こちらの備考欄に記載をお願いします。）

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第3（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

稲沢市長



稲沢市新型コロナウイルスワクチン接種支援事業交付金  
（個別接種促進のための支援事業に係る交付金）交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました稲沢市新型コロナウイルスワクチン接種支援事業交付金（個別接種促進のための支援事業に係る交付金）について、稲沢市新型コロナウイルスワクチン接種支援事業交付金（個別接種促進のための支援事業に係る交付金）交付要綱第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付の決定をしたので通知します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 交付予定日 年 月 日

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第4（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

稲沢市長



稲沢市新型コロナウイルスワクチン接種支援事業交付金  
（個別接種促進のための支援事業に係る交付金）不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました稲沢市新型コロナウイルスワクチン接種支援事業交付金（個別接種促進のための支援事業に係る交付金）について、稲沢市新型コロナウイルスワクチン接種支援事業交付金（個別接種促進のための支援事業に係る交付金）交付要綱第6条第1項の規定に基づき、下記の理由により不交付の決定をしたので通知します。

記

不交付の理由

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第 1 (第 5 条 関係)

様式第 2 (第 5 条 関係)

様式第 3 (第 6 条 関係)

様式第 4 (第 6 条 関係)